

次のとおり公募に付する。

令和 8 年 3 月 4 日

令和 8 年度岩手県子どもの居場所ネットワーク形成支援事業委託に係る受託
希望者の公募について

岩手県では、子ども食堂や学習支援等、子どもの居場所づくりに取り組む団体による連携組織であります「子どもの居場所ネットワークいわて」の活動を支援することにより官民一体で子どもの居場所づくりに係る地域の取り組み拡大につなげるため「岩手県子どもの居場所ネットワーク形成支援事業」を委託により実施します。

つきましては、令和 8 年度の当該委託事業の受託希望者を募集しますので、受託を希望する場合は、別紙「令和 8 年度岩手県子どもの居場所ネットワーク形成支援事業受託希望届」により、令和 8 年 3 月 19 日（木）（必着）までに、岩手県保健福祉部子ども子育て支援室に届け出てください（直接持参又は郵送）。

なお、下記 1 の応募要件を 1 つでも満たさない者の届出は無効とし、届出者が 1 者の場合には、当該届出のあった者を「契約候補者」とし、2 者以上の場合には別途企画提案の方法により「契約候補者」を選定します。

追って、「契約候補者」となった場合は、別途見積書を提出していただき県の定める予定価格の範囲内であれば契約することとなりますので、「契約候補者」となったことによって契約を確約するものではありません。

御不明な点は岩手県保健福祉部子ども子育て支援室次世代育成担当までお問い合わせください。

記

1 応募要件

本業務の応募要件は、次の各号の全てに該当するものであることとします。

- (1) 県内に主たる事務所を有する母子・父子福祉団体、社会福祉協議会、社会福祉法人、又は特定非営利活動促進法（平成 28 年法律第 70 号）第 2 条第 1 項に定める別表の 13「子どもの健全育成を図る活動」を行う特定非営利活動法人等で、2 に記載する業務の実施が可能な者
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年法律第 67 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 号各号のいずれかの規定に該当しない者
- (3) 岩手県からの受託業務に関し、指名停止等の措置を受けていない者
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に掲げる暴力団でないこと。
- (5) 令和 8 年 4 月 1 日時点で岩手県内において子ども食堂や学習支援等の子どもの居場所の運営しており、且つ、子どもの支援に取り組んでいる団体等による連携組織の運営実績のある者

2 委託事業の内容

(1) 新規開設、運営継続支援

コーディネーター（1名）を配置し、以下の業務を行うこと。

① ネットワーク事務局

平成30年5月12日に設立した、岩手県内で子どもの支援に取り組む団体や支援機関等の参画による連携組織である「子どもの居場所ネットワークいわて」の事務局の運営を行う。

〔実施に伴う事務等〕

ア 参画団体や関係機関との連絡調整

イ その他、「子どもの居場所ネットワークいわて」事務局運営に係る事務

② 情報共有（ネットワーク会議の開催（2回／年））

ネットワーク会議における情報共有等による参画団体の活動継続と充実への支援

〔実施に伴う事務等〕

ア 事業実施細目の企画立案、当日の運営等

イ 関係機関との連絡調整

ウ 会議開催に必要な通知、参加の取りまとめ

エ 会場使用料、消耗費等の支出

③ 情報発信

こどもの貧困に対する社会の理解促進及び参画団体の活動内容（開催状況）や子ども食堂や学習支援などの子どもの生活の安定に資するための支援に関する普及・啓発等の情報発信

〔実施に伴う事務等〕

ア ホームページの運営

イ 新聞、情報誌等を活用した広報、普及啓発

④ 総合相談窓口の開設

子どもの居場所づくりに関する総合相談窓口を開設し、参画団体や子どもの居場所づくり等を検討している個人・団体からの相談に応じ必要な支援、助言等を行う。

〔実施に伴う事務等〕

ア 開設手引書による新規開設支援

イ 運営マニュアルやノウハウの提供等による参画団体等への活動継続支援

ウ 寄付の意思を持つ個人・団体等との連絡調整（篤志家と貧困の状況にある子どもへのマッチング含む）

エ 各種助成金等の申請事務等の助言

オ 行政機関やその他、様々な団体との関係づくり

⑤ 子どもの居場所利用促進研修会等の開催（7回／年（出前子ども食堂含む））

子どもの生活の安定に資するための支援に取り組む団体（子どもの居場所づくり等を検討している個人・団体を含む）等を対象とした研修及び出前子ども食堂等（※）の実施

〔研修及び出前子ども食堂等の実施に伴う事務等〕

ア 事業実施細目の企画立案、当日の運営等

イ 講師、関係機関との連絡調整

ウ 事業実施に必要な通知、広報等、参加の取りまとめ
エ 講師等への謝金及び旅費、使用料、消耗費等の支出

※ 子ども食堂や学習支援等を実施する子どもの居場所のない市町村でモデル的に実施する。

(2) 食の提供重点支援

コーディネーター（1名）を配置し、以下の業務を行うこと。

① マッチング支援

ア 食材の調達方法のアドバイス

イ 訪問、Webサイトの活用等による食材、日用品等の寄付の意思を持つ個人・団体等とのマッチング

ウ 寄附のあった食材等の一時的な保管、支援を希望する団体等への配布

② 情報発信

参画団体、個人に向けた食材提供支援に係る取組の情報発信

[実施に伴う事務等]

ア ホームページの運営

イ 新聞、情報誌等を活用した広報、普及啓発

③ 食材等の提供体制の整備

ア 配送業者等と連携した子ども食堂への食材提供

イ 食材等を一時的に保管する拠点の拡大

④ その他事務局補佐

3 事業実施にあたっての留意事項

(1) 個人情報管理

相談者、研修受講者等の個人情報は、岩手県個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）等により取り扱うこと。

(2) 契約の変更

仕様書に定める業務以外に必要な業務が生じた時は、協議により契約の変更が行われることがあること。

(3) 関係機関との連絡調整

事業の実施にあたっては、必要に応じて、市町村等関係団体と意見交換や連絡調整を行い、事業の効果的な実施に努めること。

(4) 広報活動の実施

市町村等関係団体との連携を密にするとともに、ホームページや広報誌等を活用し、事業の広報を積極的に行うこと。

(5) その他

本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第10条第1項に基づく「岩手県知事部局における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成28年2月15日付け障第900号保健福祉部長通知）第3に規定する合理的配慮について留意すること。

4 委託期間

契約日（令和8年4月1日予定）から令和9年3月31日まで

5 その他

本事業は、令和8年度当初予算の成立を前提として募集を行っており、県議会での審議状況等により、募集の停止、事業内容の変更、契約しないこと等の措置を行うことがある。

6 応募・照会窓口

〒020-8570 岩手県内丸 10-1

岩手県保健福祉部子ども子育て支援室次世代育成担当

電話 019-629-5494